第十一条第一項中「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣とし、法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による養成施設の指定に関する事項については」を「文部科学大臣及び」に改め、同条第二項中「、主務大臣が文部科学大臣及び厚生労働大臣である場合においては」を削り、同条第四項中「主務大臣」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校の指定又は法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、第四条第一項の規定により変更の承認をしたとき、同条第二項の規定により変更の届出を受理したとき、第五条の規定により報告を受理したとき、又は第七条の規定により養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第二十四条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二条及び第三条中「厚生労働大臣」を「その施設の所在地の都道府県知事」に改める。

第四条及び第五条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六条中「厚生労働大臣の」を「都道府県知事の」に、「厚生労働大臣に」を「その施設の所在地の都道府県知事に」に改める。

第七条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「官報に」を削る。

第八条中「厚生労働大臣」を「その講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第十条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十一条第三項、第十二条及び第十三条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「官報に」を削る。

（歯科衛生士法施行令の一部改正）

第二十五条　歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「主務大臣」を「行政庁」に、「法第十二条第二号」を「同条第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により歯科衛生士養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該歯科衛生士養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第三条中「前条」を「前条第一項」に、「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条の二において同じ。）を経由して行わなければならない。

第四条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に、「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第四条第二項中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第四条第四項中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第五条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

第六条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第七条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第八条中「主務大臣」を「行政庁」に、「第二条」を「第二条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「従わないとき」の下に「、又は次条の規定による申請があったとき」を加え、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

（指定取消しの申請）

第八条の二　指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第九条の表以外の部分中「第三条」を「第二条」に改め、同条の表第三条の項中欄中「その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第二条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該歯科衛生士養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第四条第一項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第四条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が歯科衛生士学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」